

2024年度障害者(児)福祉担当職員新任研修

障害福祉サービス事業について

令和6年5月23日（木）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等の概要

障害者へのサービス

- **根拠法令** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)
- **対象** 18歳以上の障害のある方
- **主体** 事業所と利用者が直接契約を締結しサービスを受ける(指定サービス)
- **市町村** 障害支援区分の認定、支給決定を始めとした支援の実施
- **県** 事業所の指定・指導、広域的な施策の実施

障害児へのサービス

- **根拠法令** 児童福祉法
- **対象** 18歳未満の障害のある児童（保護者）
- **主体** 事業所と利用者が直接契約を締結しサービスを受ける(指定サービス)
- **市町村** 障害支援区分の認定、支給決定を始めとした支援の実施
- **県** 事業所の指定・指導、広域的な施策の実施

障害福祉サービス等の体系(概要)

【介護給付】

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
短期入所(ショートステイ)
療養介護
生活介護
施設入所支援

【訓練等給付】

共同生活援助
自立訓練(機能訓練・生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援(A型・B型)
就労定着支援

【児童福祉サービス】

児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障害児入所施設

【相談支援】

計画相談支援・障害児相談支援
地域移行支援・地域定着支援

【補装具】

補装具費の支給

【自立支援医療】

更生医療
育成医療
精神通院医療

地域生活支援事業

【市町村事業】

理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、手話奉仕員養成研修、地域活動支援センター

【県事業】

専門性の高い相談支援、専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修・派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整、広域的な対応が必要な事業、人材育成

障害福祉サービス等の利用手続き

ご利用者

相談支援事業者等

サービス事業所

申請（ご利用者から市町村の窓口へ）

市町村による障害支援区分（1～6）の認定（主に介護給付の場合）

サービス等利用計画案の作成
相談支援事業者等→市町村へ提出

支給決定（市町村→ご利用者の方）

サービス担当者会議（相談支援事業者、事業者等）

支給決定時のサービス等利用計画の作成

サービス利用の開始
・利用契約の締結（事業者↔ご利用者）
・個別支援計画の策定・支援の開始
・定期的なモニタリング→必要に応じた支援方法の見直し

サービス名	
介護等給付費	居宅介護
	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護
	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護
	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護
	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	
短期入所(ショートステイ)	
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	
療養介護	
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。	
生活介護	
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供を行う。	
施設入所支援	
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	

サービス名	
訓練等給付費	自立生活援助 居宅において単身等で生活する人に、相談対応や関係機関との連絡調整等の、自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
	共同生活援助 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供を行う。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。機能訓練と生活訓練がある。
	就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援(A型・B型) 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型がある。
	就労定着支援 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般企業等に雇用された人の就労の継続を図るため、相談や指導を行う。

サービス名	
その他給付費	児童発達支援
	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	放課後等デイサービス
	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援
	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
福祉型障害児入所施設	保育所等訪問支援
	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
医療型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

障害者総合支援法の経緯

- 平成15年4月支援費制度スタート(利用者が福祉サービスを選択するしくみ)
- 平成16年10月今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)が示され、3障害について一元的にサービス提供できるよう法的整備を行うことを提案
- 平成17年10月障害者自立支援法成立
- 平成18年4月障害者自立支援法施行(障害各法による福祉サービスの一元化)
- 平成21年3月国会に障害者自立支援法改正法案提出
- 平成22年12月改正障害者自立支援法成立(関係法律整備法)改正障害者自立支援法施行(第1段階:障害者の範囲の見直し)
- 平成23年8月障害者総合福祉法の骨格提言が示される10月改正障害者自立支援法施行(第2段階:同行援護の創設、グループホーム家賃助成)
- 平成24年3月障害者総合支援法成立(関係法律整備法)4月改正障害者自立支援法と改正児童福祉法施行(第3段階:利用者負担の見直し、相談支援・障害児支援の強化)
- 平成25年4月障害者総合支援法施行(平成25年4月実施分)
- 平成26年4月障害者総合支援法完全施行(障害支援区分への改正、ケアホームとグループホームの一元化など)
- 平成28年5月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法成立(障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質確保・向上に向けた環境整備)
- 平成30年4月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法施行
- 令和3年4月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法施行
- 令和6年4月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法施行